

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第3委員会室	
			担 当 職 員 鈴木 智	
日 時	平成29年10月23日(月曜日)		開 議	午前 10 時 00 分
			閉 議	午前 11 時 23 分
出席委員	◎齊藤 ○平本 奥村 田中 山本 福井 木曾 西口 ＜湊議長＞＜小島副議長＞			
執行機関 出席者				
事務局 出席者	片岡事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事			
傍聴	可	市民0名	報道関係者0名	議員0名(－)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[齊藤委員長 開議]

[事務局長 説明]

1 議会の活性化について

(1) 前回の検討事項

2 会期の始期・終期の設定

[議事調査係長 説明]

＜福井委員＞

新清流会としては、6月開会、3月閉会でよい。先ほどの事務局の説明では4月に開会しようとするれば、用意ができないようなことであつたが、そんなことはないのではないか。

＜木曾委員＞

4月から少し間が空くので、通年議会の考え方としては違和感がある。4月に開会しておいても何ら問題ないのではないか。何の不都合があるのか。こだわる必要はない。4月に開会して会期だけを決めて休会とすればよいのではないか。緑風会としては4月を始期とすることでよい。

＜議事調査係長＞

4月を始期とした場合、閉会期間に税関係等の条例が専決される。現行であれば6月定例会に報告議案として上程されるが、例えば4月末に招集会議を開いた場合、その議案は直近の会議で市長から議会へ報告されることとなるので、その日に委員会を開き、議決いただくこととなる。

＜木曾委員＞

会期を1日とれば済む話ではないか。6月までに1日で終わる話であり問題ないと考ええる。

＜田中委員＞

6月を始期とすることでよい。3月31日か4月1日で専決することとなるが、施行日は4月1日にならざるを得ない。議会で議決してからでないといけなのでは

ないか。専決するのであれば6月であろうと、いつになっても一緒だと考える。

<山本委員>

6月を始期とすることでよい。税の担当課が議案として上げるための準備に日数がかかるという説明であった。これまでは議案として上がってくるのは6月であるので、6月に開会するのがよい。

<木曾委員>

通年議会の基本としては、専決をなくすこととして進めている。通年議会からすると空白をつくるのが本当によいのかと考える。各会派の意見が6月を始期とすることであるので、これ以上はこだわらない。ただし、6月を始期として一旦はスタートして、支障がないのであれば、4月を始期とすることに見直すことも加えていただいたい。問題なければそうすればよい。

<齊藤委員長>

来年に通年議会を実施すること自体がテストのようなものである。6月を始期とすることについては、議長も理解されていると思うので、各委員もご理解いただきたい。

—全員了—

<事務局長>

まずは実施してみて、その中で検討事項も出てくると思うので、場合によっては4月を始期とすることも考えていく。とりあえずは、スムーズな導入をお願いできたらと考える。

3 専決処分

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

この通りで結構である。会派としては、緊急性のある場合は専決していただいたらよいということを意思統一している。項目がこれだけでよいのかということは気になっているが、この規定でよい。

<木曾委員>

この2項目であれば問題ないということであった。

<田中委員>

同様である。

<山本委員>

同様である。

<齊藤委員長>

この2項目を地方自治法第180条の専決処分事項に追加することとする。

—全員了—

4 一事不再議

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

会議を1つの期間として規定することでよい。

<木曾委員>

「ただし、事情の変更があった場合はこの限りではない」の文言を会議規則に加えることでよい。

<田中委員>

事情変更の原則の中身を固めておく必要がある。都合よく変更があったことにならないよう、申し合わせ等の中で範囲を定めるのであれば賛成である。

<山本委員>

事務局が示した対応策の案でよい。

<議事調査係長>

会議が終わることで事情の変更があったこととして運用いただくものであるが、申し合わせ等に明記することを合わせて考えていきたい。

<齊藤委員長>

会議規則第15条に「ただし、事情の変更があった場合はこの限りではない」を追加して規定することとする。

—全員了—

5 発言の取消し又は訂正

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

対応策案1とすることでよい。審議期間の呼称については検討が必要である。

<木曾委員>

対応策案1とすることでよい。どういことが審議期間かを明確にすべきである。

<田中委員>

対応策案1とすることでよい。

<山本委員>

対応策案1とすることでよい。呼称を定めることも考えていきたい。

<議事調査係長>

審議期間という文言がよいのかどうかについては、次回以降に検討いただきたい。考え方としては、従来の会期中に限り発言の取り消しをできることとして、これまでもと同じ運用をいただくものとして進めさせていただきたい。

<齊藤委員長>

対応策案1とする。

—全員了—

<齊藤委員長>

呼称については、会派において検討いただき、委員会としても継続して検討する。

(2) 今回の検討事項

6 実施要綱等の制定

(1) 通年議会の実施にあたり、ルールを明文化する「要綱」とするか、「先例・申合せ」とするか

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

会議の進め方として、各項目は会派に持ち帰ることとして質疑だけをしておくのかどうか。会派に持ち帰り検討したい。

<議事調査係長>

案件によってはどちらでも対応できるように考えている。可能な項目については、この場で決定いただき、内容によっては持ち帰っていただく項目もあると想定している。

<齊藤委員長>

意見があるものについては会派に持ち帰り、明らかに決定できるものについてはここで決定したい。

<福井委員>

要綱にすると何条程度になるのか。

<議事調査係長>

各議会の要綱等を資料として添付している。これによると、10条程度となっている。議論いただく中で変動するが、この程度であると考えている。次回以降は、確定したものを示しながら検討いただけるようにしたいと考えている。

<木曾委員>

申し合わせで柔軟に対応すればよいのではないか。三重県議会での行政視察においてもそのように聞いた。会派には聞いていないが、その方向でまとまると思っている。

<田中委員>

会派に持ち帰る意見があるのでそのようにすればよい。きっちりと定めるのであれば、要綱でよいと考えるが、会派に持ち帰り検討する。

<山本委員>

会派に持ち帰って検討する。

<齊藤委員長>

会派に持ち帰って検討することとする。

—全員了—

<議事調査係長>

(2) 目的についてもあわせて会派に持ち帰って検討いただきたい。

7 任期満了年度等の会期

(1) 議員の任期満了の年における会期

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

事務局提案の通りでよい。

<木曾委員>

事務局提案の通りでよい。

<田中委員>

事務局提案の通りでよい。

<山本委員>

事務局提案の通りでよい。

<齊藤委員長>

事務局提案の通りとする。

—全員了—

(2) 議会の解散があった場合の会期

[議事調査係長 説明]

<福井委員>

案3がよいと思う。または、任期が始まった日から14日以内等とする方がよいのではないか。

<木曾委員>

案3しかないのではないか。10日以内とするのか、20日以内とするのかももう一度検討する必要があると考える。

<田中委員>

根拠をはっきりとさせるのであれば案3となる。何日以内とするかは、全体で決めれば良いのではないか。

<山本委員>

根拠からみると案3がよい。何日以内とするかは今後検討していきたい。

<齊藤委員長>

案3の意見が多いが、日数の根拠についてはどうか。

<議事調査係長>

日数の根拠についてはこれ以上ないと考えている。亀岡市議会議員の任期開始の日
は2月5日であり、平成27年の初議会は2月17日に実施いただいたので、12
日後となる。これを過去にさかのぼってみていき、このくらいであれば議会を開会
できるという期間を調べたい。

<福井委員>

案3については、法的根拠はないのか確認したい。

<議事調査係長>

法的根拠はない。

<木曾委員>

亀岡市議会では2週間あれば開会できると思うので、一度持ち帰って検討したい。

<奥村委員>

この定例会条例において、解散が2回あった場合はどうするのか。

<議事調査係長>

臨時会で対応いただくことが基本となる。

<奥村委員>

年2回と明記する必要はないのではないか。

<議事調査係長>

示すことができる案としては、例えば「議員の任期満了や議会の解散があった場合
はこの限りでない」という書き方が考えられるが、定例会の招集回数を定める条例
であるので、回数は明記すべきとの考え方によるものである。定例会としての回数
を超える場合は、臨時会で会期をとって対応いただくこととなる。

<奥村委員>

わざわざここに規定する必要があるのか。

<議事調査係長>

条文が見合うかについて、全国市議会議長会にも問い合わせたが、定例会の回数条
例であり、回数ははっきりと明記すべきとの見解であった。

<齊藤委員長>

議会の解散があった場合の会期の規定については、会派に持ち帰り検討することと
する。

8 開議（再開）等に係るルール設定

（1）定例会議時期について検討

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

問題ないと思うので、事務局提案通りとするがよいか。
—全員了—

(2) 市長から議案等を示し会議の再開請求があった場合

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

問題ないと思うので、事務局提案通りとするがよいか。
—全員了—

9 会議の呼称等の整理

[議事調査係長 説明]

<木曾委員>

事務局が提案している案4がよいと考える。今日決定できるのであれば決定してはどうか。

<齊藤委員長>

事務局提案通りとするがよいか。

—全員了—

10 議案等の作成

[議事調査係長 説明]

<木曾委員>

従来通り3月、6月、9月、12月の会議については、それぞれ議案番号をとることとしてはどうか。運用する中で、1年を通して議案番号をとる方がよいということであれば、検討すればよいのではないか。

<齊藤委員長>

従来通りとすることでよいか。

—全員了—

11 議事日程の作成

[議事調査係長 説明]

<木曾委員>

議案番号と同じように、当面はこれまでの運用としておいてはどうか。

<齊藤委員長>

従来通りとすることでよいか。

—全員了—

12 会議録の調製

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

従来通りとすることでよいか。

—全員了—

13 一般質問の運用

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

従来通りとすることでよいか。

—全員了—

2 その他

(1) 次回の日程について

<齊藤委員長>

次回の議会運営委員会は、11月13日午後1時30分から開催することでよいか。
—全員了—

(2) 議会運営委員会の視察について

[事務局長 説明]

・平成29年3月定例会の議会運営委員会において、酒井議員から、議会運営委員会の行政視察に正・副議長が揃って行くことは、危機管理上心配であるとの意見があった。また、9月定例会の幹事会において、来年度の予算要求について意見を募ったところ、議会運営委員会の視察旅費について、正・副議長分のうち1名分は、不要との意見があった。これを踏まえ、来年度の当初予算要求時期が近づいてきており、議会運営委員会としての考え方を、整理いただきたいと考える。

<湊議長>

これまでから正・副議長と議会運営委員会は、一緒に議会運営や議会改革に取り組んできた。先進地に視察に行き勉強して、取り入れていこうとすることは大切なことである。従って、これまで通り正・副議長も議会運営委員会の視察に参加する方向で考えていただければよいのではないかと考える。

<齊藤委員長>

湊議長からも発言があった通り、現在、議会運営委員会では通年議会に取り組んでおり、変革の時期でもある。これも踏まえ各委員の意見を聞きたい。

<木曾委員>

本市議会に視察に来られる議会について、正・副議長と一緒に来られることは多いのか。

<事務局長>

正・副議長と一緒に来られることは多い。

<齊藤委員長>

このようなことも踏まえ、現行の通り実施していきたいと考える。

—全員了—

<事務局長>

本日の本梅町でのわがまちトークに出席される議員は、12時30分に現地に集合していただくこととなっているので、よろしくお願いしたい。

11 : 23